



在宅で利用できるサービス

問い合わせ：介護保険課

1 訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護サービス（要介護1～5の人）

※要支援1・2の人は総合事業の対象となります。詳しくはP57を参照ください。

訪問介護員（ホームヘルパー）が、利用者宅を訪問し、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活が送れるように、入浴、排せつ、食事の介助や援助を行います。

●訪問介護（ホームヘルプサービス）で利用できること

1. 身体介護サービス

●利用者の身体に直接接觸して行う介助とそのために必要な準備・後始末、利用者が日常生活を営むうえで必要な機能向上等のための介助と専門的な援助

- ①排せつの介助 ②食事の介助 ③入浴の介助 ④通院や外出の付き添い ⑤身だしなみの介助 ⑥体位の変換 ⑦起床及び就寝介助 ⑧服薬介助（飲み薬の服用の手伝い、確認）
⑨自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助（利用者と一緒に手助けしながら行う家事等）など

2. 生活援助サービス

●身体介護以外のサービスで、掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助

- ①部屋の掃除 ②洗濯 ③食事の準備や後片付け ④生活必需品の買い物

*利用の要件：利用者が1人暮らし、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行なうことが困難な場合

3. その他

●通院等乗降介助

通院が困難な要介護者に対して、ホームヘルパーが、①自らが運転する車両への乗車・降車の介助を行い、あわせて②乗車前・降車後の屋内外での移動等の介助、または③通院先での受診等の手続きの介助を行うサービス

○通院等乗降介助について、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことの条件に、算定可能とします。

○車両への乗降介助等が介護保険の対象

○移送にかかる運賃は、介護保険の対象外

通院等乗降介助の利用例



9 介護保険制度

■サービス費用の目安（下表の額の1～3割が自己負担になります）

●身体介護サービス

サービス提供時間	サービス費用
20分未満	1,670円／回
20分以上30分未満	2,500円／回
30分以上1時間未満	3,960円／回
1時間以上1時間半未満	5,790円／回
以降30分増すごとに	840円

●生活援助サービス

サービス提供時間	サービス費用
20分以上45分未満	1,830円／回
45分以上	2,250円／回

●通院等乗降介助サービス

サービス提供時間	サービス費用
片道	990円／回

○早朝（午前6時～午前8時）→25%加算

・夜間（午後6時～午後10時）→25%加算

・深夜（午後10時～午前6時）→50%加算

○2人のホームヘルパーによるサービス提供→200%の費用を算定

※サービス提供時間には、事業所から自宅までの移動時間やサービス提供までの待ち時間は含まれません。

●訪問介護（ホームヘルプサービス）で利用できること

1. 本来家族などが行うのが適当と思われる行為

- ①家族への洗濯・調理・買い物・布団干し
- ②利用者が主として使用する居室等以外の掃除
- ③来客の応接（お茶・食事の手配など）
- ④自家用車の洗車・掃除……など

2. 日常生活を営むのに、支障が生じないと判断される行為

- ①草むしりや花木の水やり、ペットの世話
- ②家具・電気器具などの移動・修繕・模様替え
- ③大掃除・窓のガラス拭き、床のワックス掛け
- ④正月や節句などのための特別な手間を掛けて行う料理
- ⑤植木の剪定等の園芸……など

3. 医療行為に該当する行為

- ①じょくそうの処置
 - ②インシュリンの単位数の調整および投与、使い終わった注射器の片付け（注射器の針を抜き、処分する行為）
 - ③酸素吸入および停止する行為
 - ④たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
 - ⑤経管栄養（鼻・胃ろう・腸ろう）の注入および停止する行為
- ただし、都道府県知事に登録喀痰吸引等事業者として登録された事業所に所属する資格のある介護職員は、④たんの吸引または⑤経管栄養の実施ができるようになりました。詳しくは、主治医や看護師、または担当ケアマネジャーにご相談ください。

●集合住宅居住者（有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等）の訪問介護について

集合住宅居住者において、特定の事業者のサービス利用が入居条件とされ、利用者の意思、アセスメント等を勘案せずに、集合住宅と同一敷地内等の訪問介護事業所のみをケアプランに位置づけて利用することは適切ではありません。ケアマネジャーから以下について説明を受けてから訪問介護事業所を選定しましょう。

○ケアマネジャーに複数の訪問介護事業所の紹介を求めましょう。

○ケアマネジャーが当該訪問介護事業所をケアプランに位置づけた理由を確認しましょう。



～皆さんから寄せられた質問～

こんなときどうするの！

Q

1人暮らしで寂しいので、ホームヘルパーに話し相手になってほしいとお願いしたが断られてしまいました。こういう場合は、ホームヘルプサービスを利用できないのですか？

A

話し相手のみのサービス内容では、介護保険のホームヘルプサービスとして利用することはできません。従って、地域のボランティアサービスなどを検討する必要があります。

Q

他県に住む親戚の家に行きたいので付き添いをお願いしたいのですが、その付き添いをホームヘルパーにお願いすることはできますか？

A

ホームヘルプサービスとは、ホームヘルパーが要介護者の自宅を訪問して、必要な日常生活の世話をを行うものです。親戚の家に行くことは日常生活上の世話とはならないので、ホームヘルプサービスを利用することができません。ただし、日常生活の買い物や選挙の投票（社会的事由）などに該当する場合には、ホームヘルプサービスの利用は可能です。

※「日常生活上の世話」：①入浴・排せつ・食事などの介助や、調理・洗濯・掃除などの家事②生活等に関する相談・助言③その他の必要なもの

Q

1人暮らしで雪かきが困難なため、ホームヘルパーに雪かきをお願いすることはできますか？

A

ホームヘルパーが雪かきを行うことは、「日常生活上の世話」を超えていため、基本的には利用できません。突然の大雪などで、「病院やデイサービスへの外出時に家から出るのが困難」など、日常生活に支障を及ぼす理由があれば、利用することはできます。

※家族や地域の支援・援助などを優先することが原則となります。

Q

ホームヘルパーに酸素ボンベの使用（スイッチを入れること）を頼んだが、「できない」と断られました。そんな簡単なことなのに、なぜできないのですか？

A

酸素ボンベのスイッチを入れることは、「酸素吸入」の一部としてホームヘルパーには許されない『医療行為』です。もし、ホームヘルパーが業務の範囲を超えて、このような医療行為に当たることを行えば違法行為となってしまいます。

Q

ホームヘルパーと一緒に「身体介護サービス」として家事をすることで、利用時間が増え、利用料の金銭負担が増えてしまうため、「身体介護サービス」ではなく、「生活援助サービス」を使うことはできますか？

A

ホームヘルプサービスの目的は、“利用者が可能な限り心身の状況に応じ自立した日常生活を営めるよう必要な機能向上等のための支援や援助などを行うこと”にあります。利用者とホームヘルパーが一緒に家事などを行うことで、日常生活上の心身機能の維持・向上を図ることを目的とするので、“できるだけ短い時間や少ない金銭負担”等のみを考えて「生活援助サービス」を利用することはできません。

Q

病院へ通院のため、介護タクシーをお願いしたいのですが、どのようにして利用するのですか？

A

一般的に「介護タクシー」とは、ストレッチャーを装備したり、車イスに対応できる車両等で、病院まで利用者を運送する形態のタクシーを言います。この形態のタクシーを所有しているタクシー会社に、直接申し込みを行い、利用することになります。このほかに、訪問介護員等が運転する車両を利用して、通院等の乗降介助を行う訪問介護サービス（通院等乗降介助）があります。この通院等乗降介助サービスについては、在宅生活を送る上での自立支援を目的として、他の介護保険サービスと連携して利用するサービスです。利用にあたり、様々な制限がありますので、担当のケアマネジャーと相談したうえで利用することになります。



～皆さんから寄せられた質問～

こんなときに対応に困りました！

Q

少し認知症の症状がある利用者で、ホームヘルパーが自分の部屋に入るのを嫌がり、自分の部屋の鍵をかけて部屋に閉じこもってしまうため、サービスの提供ができません。

A

ホームヘルプサービスに限らず介護保険の在宅サービスは、ケアマネジャーが利用者の自宅を直接訪問して、解決すべき課題や目標を把握したうえで、利用者と一緒にサービス内容を調整・決定して行われるものです。この場合には、利用者を交えケアマネジャーとホームヘルパーなどが、サービス内容やサービス利用について、真に利用者に適したサービスかどうかを確認する必要があります。

Q

ホームヘルプサービスの提供時、セクシャルハラスメントや大声で怒鳴るなどの行為を行う利用者がいますが、どのように対応すれば良いのですか？

A

人間の感情や感じ方には、それぞれ違いがありますが、もし担当のホームヘルパーが不快と感じるのであれば、それは許されない行為ということになります。ホームヘルパーや管理者・ケアマネジャーなどが協力して、本人や家族などに説明し利用者の理解を促すことが必要です。もし、それでも改善されないようであれば、利用者との事前契約書に基づいて、最終的にサービス提供を拒否・中止することになります。

Q

利用者の自立支援のために、一緒に家の掃除や食事の支度をして、ADL（日常生活動作能力）の向上を図ろうとしても、それを行うのがホームヘルパーの仕事と考え、自分では一切手を出さうとしません。

A

ホームヘルプサービスを含め介護保険のサービスは、利用者のADLの向上や自立支援を目的としています。従って、家事などを利用者とホームヘルパーが共に行なうことが、真に利用者の日常生活動作の向上や自立支援につながるのであれば、その趣旨や目的を利用者に説明し、一緒に家事等を行うことが必要です。

Q

同居の家族が不在のときに公共料金の集金があり、「料金を立て替えて欲しい」と利用者に頼まれました。

A

ホームヘルパーは、金銭に関する貸し借りや立て替えなどの行為を行うことはできません。利用者との間の金銭の取り扱いは、利用者から依頼された生活必需品などを購入するための『小額金銭の一時預かり』のみとなっていますので、利用者にその旨の説明を行い、理解を求めが必要です。

Q

利用者が不在でホームヘルプサービスを行えなかった場合、料金はどのように請求すれば良いのですか？

A

実際にはホームヘルプサービスを提供していないので、介護保険でのサービス費用の請求はできません。ただし、利用者と事業者間での事前契約をもとに、自己負担でキャンセル料を徴収することはできます。

Q

息子と2人暮らしの利用者で、昼食の準備等を「生活援助サービス」として利用したいとお願いされました。サービスを提供することは可能ですか？

A

「生活援助サービス」は、①利用者が1人暮らしの場合②家族が障害・疾病等やむを得ない事情により家事が困難な場合に利用できます。障害・疾病の有無だけでなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されることとなります。



確認しよう！

ホームヘルプサービスを利用する前に

5つのチェックポイント

1

あなたが在宅生活を送るうえで、どのような支援や援助が必要か、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談しましたか？

2

ホームヘルプサービスを利用する目的や、その訪問介護事業者が、あなたにどのような理由で適しているか、ケアマネジャー等から詳しい説明を受けましたか？

3

あなたに、どのようなサービスを提供するかなど、その訪問介護事業者から詳しい説明を受けましたか？

4

訪問介護事業者の重要事項説明書には、利用料・支払方法や介護保険で利用できるサービスと利用できないサービスなどの説明が、きちんと記載されていますか？

5

急なできごとが起こった場合などの連絡方法や困ったときに相談できる責任者を確認しましたか？



9 介護保険制度

2 訪問看護

予防サービス（要支援1・2の人）

介護サービス（要介護1～5の人）

介護予防訪問看護

訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが、自宅を訪問して療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。利用できるのは、通院が困難で訪問看護が必要と、かかりつけの医師が認めた（指示をした）人です。

- ◆病状観察・管理
- ◆清拭（身体をふくこと）など
清潔の保持・管理
- ◆じょくそう（床ずれ）の処置
- ◆食事介助・栄養管理
- ◆カテーテルなどの管理
- ◆機能訓練
- ◆ターミナルケア
- ◆排せつ介助・管理
- ◆療養指導など

●サービス費用の目安（下表の額の1～3割が自己負担になります）

（令和6年6月利用分から）

サービス提供時間	内 容	訪問看護ステーション が行う場合のサービス費用	医療機関が行う場合 のサービス費用
20分未満		3,210円／回	2,720円／回
30分未満		4,810円／回	4,080円／回
30分以上1時間未満		8,410円／回	5,860円／回
1時間以上1時間30分未満		11,520円／回	8,620円／回
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合		3,010円／回	
早朝（午前6時～午前8時）	は25%増		
夜間（午後6時～午後10時）	は25%増		
深夜（午後10時～翌朝6時）	は50%増		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合	30,240円／月 (要支援1、2の人は利用できません。)	30,240円／月	

※要支援の人の利用料は、上記の目安より少し安くなります。また、サービスを提供する事業者や訪問者の職種・人数によって利用料が異なる場合があります。

ケアマネジャーまたは訪問看護事業所にご確認ください。



Q&A

Q

訪問看護を実際に利用したいのですが、どうしたらいいですか？

A

訪問看護を利用するには医師の指示が必要です。まず主治医にご相談ください。

主治医の指示、利用者の希望、心身の状況等をふまえて、看護師等は居宅サービス計画の内容に沿って、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成します。この訪問看護計画に基づきサービスが提供されます。

Q

訪問看護だけを 20 分未満で利用することはできますか？

A

20 分未満の訪問看護は、24 時間行うことができる体制を整えている訪問看護事業所であって、訪問看護計画書の中に 20 分以上の訪問看護が週 1 回以上含まれている場合に利用することができます。詳しくは、ケアマネジャーまたは訪問看護事業所にご相談ください。



9 介護保険制度

3 訪問入浴介護

予防サービス（要支援1・2の人）

介護予防訪問入浴介護

介護サービス（要介護1～5の人）

訪問入浴介護

自宅に浴室がない場合や自宅での入浴が困難な時などに、看護職員及び複数の介護職員が、移動入浴車等で利用者宅に浴槽を持ち込んで、入浴の介助を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持などを図ります。

- ◆看護師などによる健康チェック
- ◆入浴、洗髪、清拭（身体をふくこと）の介助 など

●サービス費用の目安（下表の額の1～3割が自己負担になります）

①介護予防訪問入浴介護

内 容	サービス費用
全身入浴	8,740円／回

②訪問入浴介護

内 容	サービス費用
全身入浴	12,930円／回

Q&A

Q

訪問入浴介護事業所が自宅を訪問したが、看護師が血圧などの身体状況を確認した結果、入浴を見合せた場合の費用については、どうなりますか？

A

入浴を見合せた場合には費用はかかりません。
ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、通常料金の9割の費用がかかります（利用者の自己負担はその1～3割です。）





4 訪問リハビリテーション

予防サービス（要支援1・2の人）

介護予防訪問リハビリテーション

介護サービス（要介護1～5の人）

訪問リハビリテーション

通院困難で病状が安定期にある利用者に対して、病院・診療所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示にもとづき、利用者の自宅を訪問して心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法・言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。

- ◆基本動作（起きあがり、立ちあがり、寝返り等）の訓練・介助方法の指導
- ◆日常生活動作（食事、排せつ等）の訓練・介助方法の指導
- ◆関節の変形・拘縮（動かしづらくなる状態）の改善
- ◆言語訓練・コミュニケーション指導 ◆認知症の方の在宅生活援助方法の指導

●サービス費用の目安（下表の額の1～3割が自己負担になります）

（令和6年6月利用分から）

内 容	サービス費用
20分間リハビリテーションを行った場合	3,140円／回

※病院・診療所、介護老人保健施設又は介護医療院が実施しますが、実施の有無については各医療機関などにおたずねください。

Q&A

Q

通所リハビリテーションを週2回利用しているが、自宅での移動や浴槽の出入りが困難で、動作の誘導・リハビリを受けたい場合、訪問リハビリテーションは利用できますか。

A

訪問リハビリテーションは、「通院が困難な利用者」に対して提供することとされています。しかし、ケアマネジメントの結果、通所リハビリテーションのみでは、屋内外における日常生活動作の自立が困難であり、訪問リハビリテーションも必要と判断された場合は利用することができます。

9 介護保険制度

5 居宅療養管理指導

予防サービス（要支援1・2の人）

介護サービス（要介護1～5の人）

介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導

通院困難な利用者に対して医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが、利用者宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境などを把握して療養上の管理と指導を行います。

- ◆医師による療養上の管理や指導
- ◆歯科医師による管理や指導
- ◆薬剤師による服薬の管理や指導
- ◆管理栄養士による栄養指導
- ◆歯科衛生士等による口腔内の清掃、入れ歯の清掃または摂食・えん下（食べること、飲み下すこと）機能に関する実地指導

●サービス費用の目安（下表の額の1～3割が自己負担になります）

（令和6年6月利用分から）

内 容	利用限度回数	サービス費用		
医師が行う場合	1カ月に2回	単一建物居住者が1人 2～9人 10人以上	5,150円／回 4,870円／回 4,460円／回	
歯科医師が行う場合	1カ月に2回	単一建物居住者が1人 2～9人 10人以上	5,170円／回 4,870円／回 4,410円／回	
医療機関の薬剤師が行う場合	1カ月に2回	単一建物居住者が1人 2～9人 10人以上	5,660円／回 4,170円／回 3,800円／回	
薬局の薬剤師が行う場合	1カ月に4回	単一建物居住者が1人 2～9人 10人以上	5,180円／回 3,790円／回 3,420円／回	
管理栄養士が行う場合	1カ月に2回	単一建物居住者が1人 2～9人 10人以上	5,450円／回 4,870円／回 4,440円／回	
歯科衛生士等が行う場合	1カ月に4回	単一建物居住者が1人 2～9人 10人以上	3,620円／回 3,260円／回 2,950円／回	

* 単一建物居住者とは、同一月に訪問診療、往診又は居宅療養管理指導を行う場合の利用者です。

* 主に医療機関（病院、診療所）や薬局が実施しますが、実施の有無については各医療機関などにおたずねください。



6 通所介護（デイサービス）

介護サービス（要介護1～5の人）

※要支援1・2の人は総合事業の対象となります。詳しくはP59を参照ください。

デイサービスセンターに日帰りで通い（送迎してもらい）、居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、入浴・排せつ・食事など日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。

- ◆理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師（条件あり）による機能訓練 ◆送迎
- ◆レクリエーションなど高齢者同士の交流 ◆食事の提供や入浴の介助

●サービス費用の目安（下表の額の1～3割が自己負担になります）

【参考】地域密着型通所介護（デイサービス）の場合
※詳しくは104ページをご覧ください

内 容	要介護度	サービス費用	内 容	要介護度	サービス費用
通常規模の事業所において、7時間以上、8時間未満の利用（送迎を含む）	要介護1	6,680円／回	定員18人以下のデイサービスセンターにおいて、7時間以上、8時間未満の利用（送迎を含む）	要介護1	7,640円／回
	要介護2	7,880円／回		要介護2	9,030円／回
	要介護3	9,130円／回		要介護3	10,470円／回
	要介護4	10,380円／回		要介護4	11,890円／回
	要介護5	11,640円／回		要介護5	13,310円／回
入浴	要介護1～5	410円／回	入浴	要介護1～5	410円／回

※上記サービス費用の1～3割の自己負担分（利用料）のほかに、食費やおむつ代などが自己負担となります。

※サービスを提供する事業所によって利用料が異なる場合があります。

Q

通所介護（デイサービス）を利用したいが、一日利用ではなく、半日利用をして機能訓練を受けることは可能ですか。

Q & A

A

通所介護（デイサービス）は、3時間から9時間未満で行われます。半日利用をして機能訓練を受けることは可能です。

Q

9時間の通所介護（デイサービス）を計画して利用していたが、急に家族の都合でその日の利用を延長したい場合は、どうすればいいですか。

A

延長利用ができる通所介護事業者であるかどうかをケアマネジヤーや通所介護事業者へ相談し、利用が可能な事業者であれば、延長利用は可能です。

9 介護保険制度

7 通所リハビリテーション（デイケア）

予防サービス（要支援1・2の人）

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通い（送迎してもらい）、医師の指示により食事などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目的に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を受けることができます。

介護サービス（要介護1～5の人）

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通い（送迎してもらい）、医師の指示により理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを受けることができます。対象者は、病状が定期的にあり、医学的管理下でリハビリが必要と認められた方です。

◆理学療法士、作業療法士などによる機能訓練

◆送迎

◆レクリエーションなど高齢者同士の交流

◆食事の提供や入浴の介助

●サービス費用の目安（下表の額の1～3割が自己負担になります）

〈令和6年6月利用分から〉

①介護予防通所リハビリテーション

内 容	要介護度	サービス費用
共通的サービス ※送迎、入浴含む	要支援1	23,070円／月
	要支援2	43,000円／月

②通所リハビリテーション

内 容	要介護度	サービス費用
通常規模の事業所において、6時間以上、7時間未満の利用（送迎を含む）	要介護1	7,750円／回
	要介護2	9,190円／回
	要介護3	10,640円／回
	要介護4	12,360円／回
	要介護5	14,030円／回
	入浴	410円／回

※上記サービス費用の1～3割の自己負担分（利用料）のほかに、食費やおむつ代などが自己負担となります。

※サービスを提供する事業者によって利用料が異なる場合があります。

ケアマネジャーまたは通所リハビリテーション（デイケア）事業者にご確認ください。

Q

通所リハビリテーションのサービス提供時間において、併設の医療機関の受診は可能ですか？

Q&A

A

通所サービス（通所介護・通所リハビリテーション）提供時間帯における併設医療機関への受診は「緊急やむを得ない事情」を除いて認められません。また、サービス開始前または終了後の受診は可能ですが、そうした受診についても一律機械的に受診を組み入れることは適切ではありません。



8 短期入所生活介護（ショートステイ）

予防サービス（要支援1・2の人）

介護サービス（要介護1～5の人）

介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護

心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭などのため、または家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅での生活が困難になった利用者が特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所して、日常生活上の世話や日常生活動作訓練などが受けられます。

- ◆食事、入浴、排せつなどの介助
- ◆理学療法士、作業療法士、看護師などによる機能訓練

●サービス費用の目安（下表の額の1～3割が自己負担になります）

①介護予防短期入所生活介護

内 容	要介護度	サービス費用
併設型・多床室介護老人福祉施設の利用	要支援1	4,590円／日
	要支援2	5,710円／日

②短期入所生活介護

内 容	要介護度	サービス費用
併設型・多床室介護老人福祉施設の利用	要介護1	6,140円／日
	要介護2	6,840円／日
	要介護3	7,580円／日
	要介護4	8,290円／日
	要介護5	8,990円／日

※上記サービス費用の1～3割の自己負担分（利用料）のほかに、食費、居住費などが自己負担となります。なお、市町村民税非課税者などは減額となる制度があります。

（詳しくは113・114ページ参照）

※サービスを提供する事業者によって利用料が異なる場合があります。ケアマネジャーまたは短期入所生活介護事業者にご確認ください。

※送迎を行う場合は、片道1,880円（1～3割が自己負担）が加算されます。

Q&A

Q

短期入所（短期入所生活介護・短期入所療養介護）の利用に制限はありますか？

A

利用できる短期入所の日数は、認定有効期間のおおむね半分の日数となっています。月単位では、要介護認定ごとの利用限度額内の利用となりますので、超えないように、短期入所以外のサービス利用と調整が必要になります。

また短期入所の連続利用は30日が限度となっていますので、31日目は全額自己負担となります。

9 介護保険制度

9 短期入所療養介護（ショートステイ）

予防サービス（要支援1・2の人）

介護サービス（要介護1～5の人）

介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護

心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭などのため、または家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、病状が安定期にある利用者が、一時的に看護・医学的管理のもと入所が必要なときに、介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、介護、機能訓練やその他必要な医療などが受けられます。

- ◆食事、入浴、排せつなどの介助
- ◆理学療法士、作業療法士などによる機能訓練
- ◆医師の診療

●サービス費用の目安（下表の額の1～3割が自己負担になります）

①介護予防短期入所療養介護

内 容	要介護度	サービス費用
多床室（基本型） 介護老人保健施設の利用	要支援1	6,220円／日
	要支援2	7,850円／日

②短期入所療養介護

内 容	要介護度	サービス費用
多床室（基本型） 介護老人保健施設の利用	要介護1	8,420円／日
	要介護2	8,930円／日
	要介護3	9,580円／日
	要介護4	10,110円／日
	要介護5	10,670円／日

※上記サービス費用の1～3割の自己負担分（利用料）のほかに、食費、居住費などが自己負担となります。なお、市町村民税非課税者などは減額となる制度があります。
(詳しくは113・114ページ参照)

※サービスを提供する事業者によって利用料が異なる場合があります。ケアマネジャーまたは短期入所療養介護事業者にご確認ください。

※送迎を行う場合は、片道1,870円（1～3割が自己負担）が加算されます。





10 特定施設入居者生活介護

予防サービス（要支援1・2の人）

介護サービス（要介護1～5の人）

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）、サービス付き高齢者向け住宅などのうち、介護保険の指定を受けた施設で、食事・排せつ・入浴などの介護、その他日常生活の世話や機能訓練を受けることができます。

- ◆日常生活上の世話
- ◆入浴・排せつ・食事などの介助
- ◆機能訓練

●サービス費用の目安（下表の額の1～3割が自己負担になります）

①介護予防特定施設入居者生活介護

要介護度	サービス費用
要支援1	1,860円／日
要支援2	3,180円／日

※上記サービス費用の1～3割の自己負担分（利用料）のほかに、食費、おむつ代、居住費、その他の日常生活費などが自己負担となります。

②特定施設入居者生活介護

要介護度	サービス費用
要介護1	5,500円／日
要介護2	6,180円／日
要介護3	6,890円／日
要介護4	7,550円／日
要介護5	8,250円／日



特定施設入居者生活介護施設に入居中に、訪問看護サービスや福祉用具貸与を利用することはできますか？



特定施設入居者生活介護を利用している場合は、他の介護保険サービスを利用することはできません。（住宅療養管理指導を除く。）

なお、医療保険では、通院が困難な入居者であれば往診等を利用することができます。また、がん末期・難病や急性憎悪等で特別訪問看護指示書の交付を受けている入居者であれば訪問看護も利用することができます。

9 介護保険制度

11 福祉用具貸与

予防サービス（要支援1・2の人）

介護サービス（要介護1～5の人）

介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与

福祉用具貸与は、心身の機能が低下した要介護者などの日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸し出しを行うものです。いざ購入するとなると高額な福祉用具が、介護保険では貸与（レンタル）方式をとることによって、少ない費用で利用することができます。

●サービス費用の目安（レンタル費用の1～3割が自己負担になります）

内 容	サービス費用
福祉用具のレンタル（次ページの13種類）	対象品目によって異なります

カタログなどでは、用具の使い勝手がなかなか分かりません。ケアマネジャーと相談したり、福祉用具貸与事業者や福祉用具機器の展示場へ出向くなどして、実際に確認・使用することも大切です。

またレンタル費用は福祉用具貸与事業者ごとに設定されているため、同じ用具であっても金額が異なる場合があります。そのため、単純に金額だけで選ぶのではなくその事業者のサービス内容等も踏まえて比較、検討することが重要です。

福祉用具貸与事業者は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格、同一商品の全国平均貸与価格の説明や機能、価格帯の異なる複数の商品に関する情報の提供をすることが義務づけられています。

貸与か購入の選択

次のページにある⑧スロープのうち固定用スロープ⑨歩行器（歩行車を除く。）⑩歩行補助つえのうち単点杖（松葉づえを除く。）及び多点杖について、貸与と購入を選択することができます。

軽度者（要支援1・2、要介護1）の人へ

次のページにある①②③④⑤⑥⑪⑫の品目※については、要支援1・2、要介護1の認定を受けている人（軽度者）は、一定の例外を除き対象になりません。

⑬の品目のうち「便を自動的に吸引されるもの」については、要支援1・2、要介護1～3の認定を受けている人は、一定の例外を除き対象なりません。

ただし、軽度者であっても、市へ事前申請の上、承認を受けると例外的に対象となります。

例外に該当するかどうかは、担当ケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがない人は、地域包括支援センター、福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員へご相談ください。

※事業所一覧は、139ページをご覧ください。



次の13種類が貸与の対象となります。

①車いす	※
*自走用、介助用、普通型電動車いす	

②車いす付属品	※
*クッション、電動補助装置等 クッション	

③特殊寝台	※
*背の角度を調整できるもの、床の高さを調整できるもの等	

④特殊寝台付属品	※
*この他スライディングボード 介助用ベルト テープル サイドレール マットレス	

⑤床ずれ防止用具	※

⑥体位変換器	※

⑦手すり	
*取付けに工事不要のもの	

⑧スロープ	

⑨歩行器	

⑩歩行補助つえ	

⑪認知症老人徘徊感知機器	※

⑫移動用リフト	※
*つり具の部分を除く *この他入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフト、立ち上がり用椅子 等	

⑬自動排泄処理装置	※

9 介護保険制度

12 福祉用具購入費の支給（償還払い）

予防サービス（要支援1・2の人）

特定介護予防福祉用具販売

介護サービス（要介護1～5の人）

特定福祉用具販売

在宅の要介護者・要支援者が、直接肌に触れて使用する入浴・排せつ用などの貸与になじまない福祉用具のうち、「厚生労働大臣が定めた特定福祉用具」を購入し、日常生活の自立を助けるために市が必要と認めた場合には、購入に要した費用の9～7割が保険から支給されます。いったん費用の全額を支払っておき、利用者からの申請により後日、市から払い戻しを受ける仕組み（償還払い）です。固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く。）、単点杖（松葉づえを除く。）及び多点杖については、貸与にするか購入にするか選択することができます。

●サービス費用の目安（購入費用の1～3割が自己負担になります）

内 容	サービス費用
福祉用具の購入	1年につき上限10万円（毎年4月1日～3月31日）

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。体に合わない用具の使用は逆に身体状況を悪くさせる場合がありますので、ケアマネジャー、福祉用具専門相談員等の意見を聞きながら状態に合った用具を選びましょう。

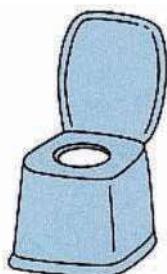


指定を受けていない事業者から購入した場合は支給の対象となりませんのでご注意ください。また、領収書の発行日から2年を過ぎると支給ができなくなります。

※長野市内の指定を受けている事業所一覧は、140ページをご覧ください。

次の6種類については購入の対象となります。

①腰掛便座



次のいずれかに該当する場合に限る

- ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④便座・バケツ等からなり、居室等で利用できる便器



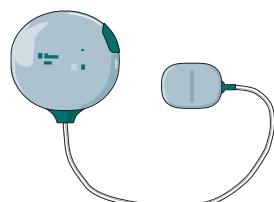
②自動排泄処理装置の交換可能部品



次の要件をすべて満たすもの

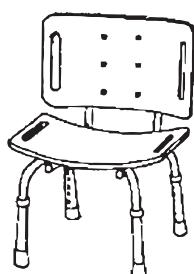
- ①レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの
- ②要介護者又はその介護を行う者が容易に交換出来るもの

③排泄予測支援機器



膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの

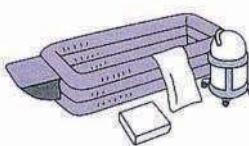
④入浴補助用具



座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る

- ①入浴用いす（概ね35cm以上の高さのもの等）
- ②浴槽用手すり（浴槽のふちを挟みこんで固定するもの）
- ③浴槽内いす（浴槽内に置いて利用するもの）
- ④入浴台（浴槽のふちにかけて浴槽への出入りを容易にするもの）
- ⑤浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図るもの）
- ⑥浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの）
- ⑦入浴用介助ベルト（身体に直接巻きつけて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの）

⑤簡易浴槽



空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のための工事を伴わないもの

⑥移動用リフトのつり具の部分



身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

9 介護保険制度

13 住宅改修費の支給

予防サービス（要支援1・2の人）

介護サービス（要介護1～5の人）

要介護者・要支援者（以下要介護者等）が、居宅での生活に支障がないように、手すりの取付けなど、厚生労働大臣が定める比較的小規模の住宅改修を実際に居住する（住民登録のある）住宅について、要介護者等の心身の状況と住宅の状況などから市が必要と認めた工事に限り、その一定範囲の費用が介護保険から給付されます。

※改修工事着工前に、市への事前申請・許可が必要です。

●支給対象となる人

要支援1・2または要介護1～5の認定を受け、在宅で生活している人

※介護保険施設や病院に入所・入院中の人には、退所・退院に備えて、事前の支給申請及び住宅改修の着工をすることはできますが、住宅改修工事の完了報告は退所・退院後になります。

なお、退所・退院できなかった場合は、給付対象外となります。

●対象となる工事

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消・通路等の傾斜の解消
- (3) 滑りの防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え・撤去（引き戸等の新設は、介護保険課へご相談ください。）
- (5) 和式便器から洋式便器等への取替え・既存の便器の位置や向きの変更
- (6) その他(1)～(5)の改修に付帯して必要となる工事

●支 給 額

住宅改修の支給対象となる工事費用の9～7割が支給されます。なお、支給額は要介護者等一人につき18～14万円が上限です（住宅改修費の支給限度基準額20万円の9～7割）。

ただし、要介護状態が著しく（3段階以上）悪化した場合（要支援2と要介護1は同じ段階とみなします）、もしくは転居した場合は、改めて18～14万円までの支給を受けることができます。

●支 給 方 法

■償還払い方式……………申請者が施工業者に工事費用の全額を支払った後、「住宅改修完了報告書」を提出することで、対象工事費用の9～7割が申請者指定の口座へ振り込まれます。

■受領委任払い方式……………申請者が対象工事費用の1～3割を支払った後、「住宅改修完了報告書」を提出することで、対象工事費用の9～7割が事前に申請いただいた施工業者指定の口座へ振り込まれます。この方式を利用される場合は、施工業者の承諾が必要です。



●支給に必要な書類

■支給申請（工事前）

- 長野市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

- 住宅改修が必要な理由書

本人の身体状況や介護状況を把握し、改修により日常生活をどう変えたいのか、改修の目的や効果等を所定の様式に記載します。これは、**担当ケアマネジャーに作成してもらいます。**担当ケアマネジャーがない（契約していない）場合は、地域包括支援センター、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所に相談してください。理由書は、理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター（2級以上）・増改築相談員やマンションリフォームマネジャー（介護保険住宅改修研修済みの人）に作成を依頼することもできます。

- 工事費見積書（指定の標準様式に準じ施工業者名が入っているもの）

- 日付入り改修前写真（施工箇所ごとに改修前の状態が確認できるもの）

- 図面

- 住宅所有者の承諾書（住宅の所有者が申請者本人以外の場合）

- 受領委任払い承認申請書及び委任状（受領委任払い方式を利用する場合）

※工事着工14日前までに提出してください。

※日付入りの写真は、日付機能のあるカメラで撮影するか、黒板等に撮影日を記入して写真に写しこんでください。アプリケーション等で日付を落としこんだものは不可です。

■完了報告

- 長野市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告書

- 領収書（宛名は申請者本人宛フルネームのもの）

- 工事費内訳書（指定の標準様式に準じ施工業者名が入っているもの）

- 日付入り改修後写真（施工箇所ごとに改修後の状態が確認できるもの）

※領収書の発行日から2年を過ぎると、支給ができなくなります。

●その他注意事項

- (1) 老朽化を理由とする改修や住宅を新築・増築する場合は対象外です。
- (2) 施工業者の指定はありません。
- (3) 同じ工事でも、事業者により金額が異なる場合がありますので、複数の事業者から見積もりを取り、契約する際は十分説明を受け、納得したうえで契約をしましょう。
- (4) 申請手続きなどで、不明な点がありましたら必ずご連絡・ご相談ください。
- (5) 申請窓口は、介護保険課給付担当または篠ノ井支所介護保険担当、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、信州新町支所、中条支所です。

※支給を受けるための手順が決まっておりませんので、必ず改修前にケアマネジャーまたは介護保険課にご相談ください。

9 介護保険制度

14 要介護被保険者等住宅整備事業（長野市独自制度）

予防サービス（要支援1・2の人）

介護サービス（要介護1～5の人）

要介護者・要支援者が、日常生活をできる限り自力で行えるように居宅改修する場合の費用を助成します。※改修工事着工前に、市への事前申請・許可が必要です。

●補助対象となる人

次のいずれにも該当する人

- ①介護保険の要支援・要介護の認定者〔40歳から64歳の人で身体障害者手帳（障害の程度が1級から3級）の交付を受けているものは除く〕が住民登録のある住居で生活している人
- ②同一の世帯及び生計を一にしているすべての人の市町村民税が非課税である人
- ③要支援・要介護の認定者と同一の世帯に属する人及び生計を一にする者の全てが介護保険料を滞納していないこと

●補助率・補助額

住宅整備に要する経費の9割が補助されます。交付額は63万円（補助限度基準額70万円の9割）が上限となっています。一つの世帯で補助は1回限りとし、複数の対象者がいる場合にも補助限度基準額は70万円です。

●補助対象となる経費

補助対象者が常時使用する居室、浴室、便所、洗面所等の整備で、要介護被保険者等の心身の状況、住宅の状況等を勘案し、あくまでも本人の自立支援のために市長が必要と認める必要最低限なもの。なお、介護保険住宅改修の対象工事に要する経費（手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え）も含まれます。その場合、介護保険の住宅改修費支給を優先させ、その給付限度額を超える改修が対象となります。

●その他注意事項

- (1) 必ず工事実施前の交付申請と交付決定が必要です。
(なお、交付申請年度内に工事を完了し、実績報告書を提出する必要があります。
交付決定には、ある程度の時間を要しますので、特に年度末の申請は、ご注意ください。)
- (2) 老朽化を理由とする改修や住宅を新築・増築する場合は対象外です。
- (3) 施工業者の指定はありません。
- (4) 同じ工事でも、事業者により金額が異なる場合がありますので、複数の事業者から見積もりを取り、契約する際は十分に説明を受け、納得したうえで契約しましょう。
- (5) 申請手続きなどで、不明な点がありましたら必ずご連絡・ご相談ください。
- (6) 申請窓口は、介護保険課給付担当または篠ノ井支所介護保険担当、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、信州新町支所、中条支所です。

※支給を受けるための手順が決まっておりませんので、必ず改修前にケアマネジャーまたは介護保険課にご相談ください。